

議案第109号

## 静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

浴場業許可申請	1件につき 22,000円
---------	---------------

を

」

「

浴場業許可申請	1件につき 22,000円
温泉採取許可申請	1件につき 35,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
可燃性天然ガスの濃度についての確認申請	1件につき 7,400円
温泉の採取のための施設等の変更許可申請	1件につき 24,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。